

令和7年3月

お客さま 各位

「非課税口座約款」の改定について

日頃は中南信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和7年4月1日より「非課税口座約款」を改定いたしますのでお知らせいたします。なお、改定後の約款は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後とも何卒ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和7年4月1日（火）

2. 主な改定内容 *詳細については次ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

- ・廃止通知書等の電磁的提供に係る取扱いの記載を追加しました。
- ・非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引の取扱いの記載を追加しました。

以上

（お問い合わせ）

ご不明な点、詳細につきましては、お取引店または業務部へお問い合わせください。

業務部 ☎0463-61-2615（土日・祝日を除く 9:00～17:00）

非課税口座約款新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
1. (略) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則 12 月 10 日(休日の場合は翌営業日)までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当金庫以外の証券会社又は他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの(以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます)、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます)又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます)の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」又は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通	1. (略) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の原則 12 月 10 日(休日の場合は翌営業日)までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当金庫以外の証券会社又は他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます)又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます)の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃

新	旧
知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が添付されている場合を除き、当金庫及び証券会社若しくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(6) (略) (7) (略) ①～② (略) ③ 非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出をうけることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。 ④ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた特定累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきます。 3. 非課税管理勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の2. 特定累積投資勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の3. 特定非課税管理勘定の設定 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（こ	止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫及び証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(6) (略) (7) (略) ①～② (略) (新設) ③ 非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた特定累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきます。 3. 非課税管理勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の2. 特定累積投資勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 3の3. 特定非課税管理勘定の設定 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（こ

新	旧
の契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ）は上記3の2の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 4. 非課税管理勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理 (1) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。 <u>(削除)</u> 2 (略) 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (略) ①～③ (略) 5の2. 特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 (略) ① 上記3の2. (2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます）の合計額が120万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集又は買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く） ② (略) 5の3. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) (略) ① (略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる投資信託で次の各号に定めるものを受け入れることができません。 ①～② (略) 6. 非課税口座を通じた取引 (1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要が	の契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ）は上記3の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 4. 非課税管理勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理 (1) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。 2 非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。 3 (略) 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (略) ①～③ (略) 5の2. 特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲 (略) ① 上記3の3. (2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます）の合計額が120万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集又は買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く） ② (略) 5の3. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) (略) ① (略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。 ①～② (略) 6. 非課税口座を通じた取引 (1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要が

新	旧
あります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります）。なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、以下の①から③に該当する場合、当該超過部分の投資信託について、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります）。 ① （略） ② 上記 5 の 2. ①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合又は当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集又は買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ③ （略） (2) （略） (3) （略） ① （略） ② 特定累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)②に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。 ③ 特定非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。 7. （略） 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(2) （略） (3) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定す	あります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります）。なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、以下の①から④に該当する場合、当該超過部分の投資信託について、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります）。 ① （略） ② 上記 5 の 3. ①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合又は当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集又は買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ③ （略） (2) （略） (3) （略） ① （略） ② 特定累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。 ③ 特定非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受け入れます。ただし、上記(1)④に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。 7. （略） 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(2) （略） (3) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定す

新	旧
る投資信託に係る事由のもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます）には、当金庫は、申込者（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 15.（略） 以 上 (令和 7 年 4 月 1 日 改定)	る投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます）には、当金庫は、申込者（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 15.（略） 以 上 (令和 6 年 1 月 4 日 改定)